

『障害者自立支援法特別対策後の障害者施策をめぐる情勢』

障害者自立支援法が完全施行されてわずか2ヶ月、厚生労働省は「障害者自立支援法円滑施行特別対策」として1200億円の財政出動を行った。支援法施行前後に全国的に広がった反対運動の、火消しに躍起になった結果の大盤振る舞いである。実際この特別対策が発表されて以降、「自立支援法反対」「応益負担撤廃」のトーンがすこし抑えられているのは確かである。しかしこの特別対策は3年間の時限立法であり、「応益負担」「日割り単価」の問題は依然として解決されておらず、訓練主義の色合いの濃い、障害者の就労移行に偏向した予算立てが行われており、まさに法律の欠陥を自らつまびらかにしたものであるとして理解しておく必要がある。

この「特別対策」の終了する2009年度は「介護保険制度」の見直しの年にあたり、「介護保険制度と障害保健施策との統合問題」が浮上する年でもある。2月5日開催の「介護保険制度の被保険者・受給者に関する有識者会議」において、障害関係8団体に対しヒアリングが行われ、すべての団体が「現在の制度上での統合はありえない」との意見陳述を行った。さらに5月23日の同会議での中間報告では「保険の範囲の拡大」「保険料負担年齢の引き下げ」に関して「先送り・凍結」の答申がなされた。したがって今後「介護保険との統合問題」に関しては、仕切りなおしで白紙の状況になったといえる。

「特別対策」によってもたらされた2年間の猶予期間に、どのような議論・運動を展開するかによって、今後の障害者施策が大きく変わっていくこととなる。「介護保険統合問題」を含め基底の議論を大切に、大きな社会問題として打って出ていく必要性がある。

「きょうされん」では、昨年国連で採択された「障害者権利条約」の完全批准を求めるとともに、「障害者自立支援法」により不利益をこうむった全国の障害者を原告団とする「国家賠償訴訟」の提訴、さらに国内法の「障害者自立支援法」がILO（国際労働機構）159号条約（障害者の労働権に言及）に抵触しているとし WI（ワーカビリティ・インターナショナル）を通じてのILOに対しての申し入れ等の準備を行っている。

こうした間も「生活保護制度」における加配の剥ぎ取り、「幼保一元化」による児童福祉法の改悪、教育基本法改悪による「教育統制」、医療法改悪による「混合医療」の容認など、「社会保障改悪」が広範囲において急速かつ激しく行われている。これらの動きに対してもはや単発的な運動・抵抗では、抗いきれない状況に追い込

まれている。「国民投票法案」の採決を受け、今こそ国民の健康で豊かな生活を守るためにはどのような「国家体制」を選択すべきか、基底の議論を真剣に行う時が来ているのではないだろうか。

文責:いぶき はやしもりお